

◎新潟県告示第317号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（昭和52年4月新潟県告示第833号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(略) 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の定めのある地域（ただし、工業専用地域は除く。）については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 <u>準住居地域及び田園住居地域</u> を類型Ⅰにあてはめ、その他の用途地域を類型Ⅱにあてはめるものとする。	(略) 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の定めのある地域（ただし、工業専用地域は除く。）については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び <u>準住居地域</u> を類型Ⅰにあてはめ、その他の用途地域を類型Ⅱにあてはめるものとする。